受付印

高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る 固定資産税の減額申告書

年 月 日

神戸市市税事務所長 宛

申告者(納税義務者)

住所又は所在地

氏名又は名称						
個人番号又は 法人番号						
電話						

地方税法附則第15条の9第4項又は第5項及び神戸市市税条例第37条の5第1項の規定に基づく高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の減額について、同法附則第15条の9第6項及び同条例第37条の5第3項の規定により、次のとおり申告します。

家屋の所在地	神戸市 区	
家 屋 番 号		床 面 積 m <sup>2</sup>
種類		構造
建築年月日	年 月 日	改修工事が完了し 年 月 日 た年月日
当該改修住宅又は改修専有部分の特定居住用部分に居住している高齢者等	氏 名	改修工事に要した 費用の額(①)
65歳以上の者 要介護認定又は要 支援認定を受けて		地方税法施行令附 則第12条第29項に 規定する補助金 等、居宅介護住宅 改修費及び介護予 防住宅改修費の額 (②)
いる者 障 害 者		当該改修工事に要 した費用の額から 当該補助金等、居 宅介護住宅改修費 及び介護予防住宅 改修費の額を控除 した額(①-②)

住 所								_	
<u>氏 名</u> 補助金・給付金	の中華老								
<b>補助金・粘竹金</b> 住 所	(V)中間省								
(改修工事を行った	住宅の住所)							_ 	
(フリカ゛ナ)									
氏 名									
電話番号									
介護保険の被保	険者証をお持ち	の方は、被保障	食者証番号	を記入してくた	ごさい。				
				生年月日	2	丰	月	日	
意書 (住民票)	••								
神戸市市税事務	<b>洲长</b> 宛								

## 《添付書類》

住 所

 氏
 名

 電話番号

所得税におけるローン控除用の「租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 15 項及び第 18 条の 23 の 2 の規定に基づく国土交通大臣が 財務大臣と協議して定める書類(増改築工事証明書)」の写しを申告書に添付した場合は、以下の②④⑦⑧⑨⑩の書類は不要

納税義務者との関係

- ① ■改修工事後の平面図(住宅の割合及び改修工事箇所が分かるもの)
- ② ■改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容及び費用を確認することができるものに限る)
- ③ ■写真(当該改修工事が行われた箇所(工事前後)を撮影したもの)
- ④ ■領収書(改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの)
- ⑤ □居住者要件に応じた書類
  - ○65 歳以上の方・・・65 歳以上の方の住民票の写し(上記の《同意書(住民票)》に同意された方は不要)
  - ○要介護及び要支援認定者の方・・・介護保険の被保険者証の写し
  - ○障害者の方・・・身体障害者手帳、療育手帳の写し
- ⑥ □**納税義務者の住民票の写し**(上記の《同意書(住民票)》に同意された方は不要)

【神戸市住宅改修助成事業助成制度の適用を受けた場合は⑦が必要】

- ⑦ □**住宅改修助成事業助成金交付決定通知兼計算内訳書**(上記の《同意書(補助金、給付金)》に同意された方は不要)
- 【居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費の給付を受けた場合は⑧が必要】
- ⑧ □補助金等、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費の給付を受けたことを確認することができる書類(介護保険給付費支給決定通知書) (上記の《同意書(補助金、給付金)》に同意された方は不要)

【障害者(児)の日常生活用具支給事業(住宅改修費) の給付を受けた場合は⑨が必要】

⑨ □障害者(児)の日常生活用具支給事業(住宅改修費)の給付を受けたことを確認することができる書類 (上記の《同意書(補助金、給付金)》に同意された方は不要)

【神戸市バリアフリー住宅改修補助事業の給付を受けた場合は⑩が必要】

⑩ □神戸市バリアフリー住宅改修補助事業の給付を受けたことを確認することができる書類 (上記の《同意書(補助金、給付金)》に同意された方は不要)

<sup>\*</sup>要介護及び要支援認定者の方は、介護保険の被保険者証の写しを提出してください。

<sup>\*</sup>障害者の方は、身体障害者手帳、療育手帳等の写しを提出してください。